

近年の日本人学校における障害児教育の取り組みに関する研究

A study of contemporary practices in special needs education in overseas Japanese schools

加藤 勝弘

要約 本研究では、各種の調査結果を基に、近年の日本人学校における障害児教育の実態を明らかにし、その背景となる要因を検討した。その結果、2017年の文部科学省と国立特別支援教育総合研究所の共同調査から、「特別な配慮を必要とする児童生徒数」が2012年の229人から2017年には543人と、約2.4倍に増加していることが明らかとなった。他方、特別支援学級の増加はみられず、この要因として、ICFによる障害観の転換や「障害者の権利に関する条約」の批准を受けての国内法の整備、それに伴うインクルーシブ教育の推進と共生社会実現の理念が日本人学校にも萌芽しつつある可能性が示唆された。また、日本国内の幼児教育無償化の影響を受けて、今後、海外の障害児に対する支援あり方が課題となることを指摘した。

キーワード：日本人学校、障害児、特別支援教育、特別支援学級、障害児

1. はじめに

近年、国際化の進展に伴い、海外で生活する邦人子女数は増加の一途をたどっており、外務省の「海外在留邦人数統計調査」(2017年10月1日現在)によれば、2017(平成29)年度の全日本人学校数は89校、そこで学ぶ子どもたちの数は、およそ2万人(小学部15,627人、中学部4,132人)となっている。

障害のある子どもたちも家族帶同で海外で生活し、日本人学校等において教育を受けていることから、こうした子どもたちの教育問題が海外子女数の増加を背景に1990年代から注目されるようになってきている。

海外で生活する日本人の障害児とその教育

の実態調査は、2000年代に入って文部科学省や国立特別支援教育総合研究所等の公的機関によってなされるようになったが、個人でこうした調査を行っている「Group With」¹⁾の存在は思いのほか知られていない。本グループは、2006年から世界の全日本人学校に対して障害児受入れの有無、受入れの条件、受け入れている場合の特別支援教育の内容と方法等について継続調査し、結果を公表しており、障害のある子どもを連れて海外へ赴任する家族にとって、貴重な情報源となっている。本グループの毎年の調査結果及び文部科学省、独立行政法人国立特殊教育総合研究所、公益財団法人海外子女教育振興財団、在外企業協

会等の調査結果を基に、最近の日本人学校における障害児の教育実態を明らかにすることは、日本国内で始まった特別支援教育が海外日本人学校にどのような影響を与えたかについて知る手がかりになる。また、日本人学校が特別支援教育を推進する上で直面している課題と、それを解決するために必要なサポートを検討するための土台となるほか、保護者が求める支援の内容やこれらの諸問題のあり方を考える基礎資料となる。さらには、我が国の障害児教育史を補完する上でも重要な意義があると考える。

本研究の目的と方法は、個人や団体及び文部科学省などの公的機関が実施した2000年度以降の日本人学校における障害児とその教育の実態に関する調査報告書等を基にして、近年の日本人学校における障害児教育の実態を明らかにしようとするものである。主たる参考資料は、以下の6点である。

- ・ Group With の調査（2012～2018）
- ・ 国立特殊教育総合研究所の調査（2006）
- ・ 文部科学省と国立特殊教育総合研究所の共同調査（2017）
- ・ 海外子女教育振興財団の調査（2019）
- ・ 日本在外企業協会の調査（2018）
- ・ 日本在外企業協会要望書（2019）

なお、本研究では、「特殊教育」「特殊学級」など、現在では使用しない用語であっても、文献・資料の用語をそのまま表記することにした。

2. 日本人学校の障害児実態調査の状況

1990（平成2）年に、筆者が全日本人学校を対象に、障害児実態調査²⁾（加藤・津曲, 1992）を行った当時は、この分野に注目する研究者は皆無であった。その後、科学研究費を使っ

た堅田明義（1995）らの実態調査が行われたが、以下のように、Group With 以外の様々な関係機関による調査が行われ、それらの結果報告が公表されるようになったのは最近になってからのことである。

代表的な報告書としては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による『「日本人学校における障害のある子どもへの対応』に関する調査の結果報告』（2006）、文部科学省中等教育局国際教育課及び国立特別支援教育総合研究所が共同で調査した「日本人学校における特別支援教育の現状」（2017）、公益財団法人海外子女教育振興財団の「日本人学校における特別支援教育の実態について」（2019）、一般社団法人日本在外企業協会が1999年より隔年で実施している「海外・帰国子女教育に関するアンケート」調査などがある。

国立特殊教育総合研究所の調査はその後も継続的に実施されており、文部科学省も公表はしていないが、那須野（2009）によれば、1992年5月1日現在の日本人学校に在籍していた障害のある児童生徒数が50名であることを当時の文部省が把握していたことから、少なくとも1990年代には実態把握に努めていたと思われる。これらの公的機関による調査結果が関係者に公表されるようになった最近の状況は、1990年代にはみられなかったことであり、海外で生活する日本人の障害児教育が、我が国の海外子女教育の重要な課題になっていることがうかがえる。

この背景には、2012（平成24）年7月23日に、中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）や、2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」の中で、「イン

「クルーシブ教育システム」の構築に触れられていることが影響していると思われる。

3. Group With 及び各関係機関による調査の特徴と概要

①Group With の調査

この分野で先駆的な役割を果たした「Group With」の活動は注目に値する。本グループは、企業等に勤務する夫の海外赴任に帯同し、海外での生活を経験した4人の女性が、海外で安心して子育てができる環境づくりを目的に結成され、2002年4月に活動をスタートさせた。当初はメンタルヘルスの問題を取り組んでいたが、2006年から海外で暮らす障害のある子どもと家族に向けた情報収集に力を入れ、日本人学校及び海外幼児教育施設の障害児受入れ状況を毎年調査し、その一覧をネット上で公表している。

2019年6月、筆者は、本グループに対して聞き取り調査³⁾を行い、これまでの調査資料及び関連資料の提供を受けるとともに、活動を始めた動機、活動内容、調査方法、活動上の課題等について詳細な情報を得ることができた。しかし、本稿では本グループについての詳細には触れず、本グループがこれまで行ってきた調査結果を基に、最近の日本人学校における障害児とその教育の取り組み状況について報告する。

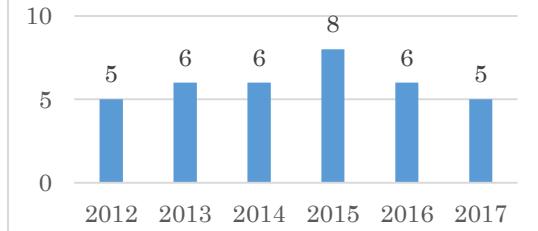
本グループは、前述したとおり、海外生活経験を有する母親4人による非営利自主活動グループであるが、2006年度から今日まで毎年全日本人学校に対してアンケートを依頼し、障害児とその受入状況、受け入れた場合の具体的配慮内容、特別支援学級の有無等について9月1日現在での情報を収集している。当初は郵送での調査であったが、現在はインタ

ーネットを利用している。回収率は、2009年度は80%であったが、2012年から2018年までの平均は59.7%である、調査結果は、年度ごとに「海外日本人学校における特別支援教育」というタイトルで公表されており、「心身の発達に障害があり、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の受け入れについて」というサブタイトルが付けられている。公表項目は、調査がスタートした2006年度は、「学校名」「学校のホームページ」「特別支援を必要とする児童・生徒の在籍数」「障害に応じた配慮の具体例」「特別支援学級名」もしくは「特別支援学級設置予定の有無」「障害をもつ子どもの受け入れについて」などであるが、その後、「受け入れ条件」「受け入れ可能な学年」

「担当者/資格」「日本国内の専門機関との連携の有無」「現地校との連携/情報交換について」「障害児受け入れにあたってはどのような支援体制が必要か」などの項目が加わっている。

2012年度から2017年度までの本グループによる調査で明らかになった日本人学校における特別支援学級設置状況はFig1のとおりである。(筆者作成)

Fig.1 日本人学校の特別支援学級数 (設置校数)



2012年度から2017年度までの6年間についてみると特別支援学級設置校は6校前後で推移しており、増加傾向はみられないことが

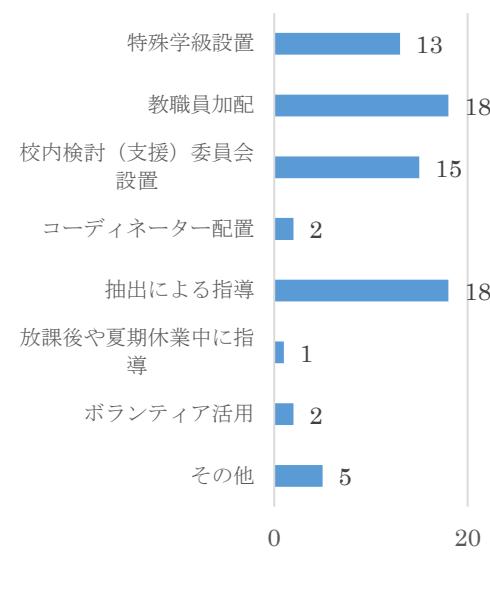
わかる。

②独立行政法人国立特殊教育総合研究所（現、特別支援教育総合研究所）の調査

この研究所では、2006年6月に『「日本人学校における障害のある子どもへの対応」に関する調査の結果報告』を発行している⁴⁾。

調査内容は、障害のある児童生徒の在籍状況（過去に在籍していた児童生徒も含む）と、在籍校における校内支援体制であり、結果はFig2のとおりである。

Fig.2 障害児在籍校が選択した校内支援体制（校数）



この他に、「障害のある子どもの入学に関する問い合わせや相談の依頼の有無」「在外邦人からの相談の有無」「連携や協力機関の有無」を確認している。また、今後の展望として、障害のある子どもの入学希望に対して、今後受け入れる体制を整備していくことが求められるようになると考えるかという質問では、

全体の76%の学校が「求められるようになる」と回答していた。

さらに、「本研究所に対する支援ニーズ」について、「支援ニーズがある」と回答した学校は、全体の36.4%であり、「ない」と答えた学校は50.6%であった。

報告書では、「まとめ」として以下のように記述されている。

「回答のあった日本人学校の約3割（27校）に障害児が在籍しており、その学校の対応としては、特殊学級を設置している学校が約5割（13校）、それ以外の学校では、抽出による指導や教員の加配という配慮を行っていた。また、障害のある子どもの入学や転学についての問い合わせや相談は、全体の約5割（39校）の学校で受けていた。この問い合わせや相談の窓口は、8割以上（33校）が管理職であった。さらに障害児の受け入れる体制を整備していくことが求められるようになると考えている学校が全体の7割以上（59校）であった。」

そして、調査の目的の一つでもあったと思われる研究所へのニーズとしては、「現地での連携機関が少ない状況を踏まえると、現在ではそれほど高くない本研究所へのニーズは、今後増えていくことが予想される」と述べられている。

同研究所は、2005（平成17）年度から2年間、科学研究費補助金を受けて日本人学校の障害児の実態を調査し、その後「日本人学校」と「補習授業校」への調査を毎年交互に実施した⁵⁾。

2007年の調査結果⁶⁾が、「障害のある子どもの海外学校生活を支援するガイドブック」（2009）で紹介されている。それによると、「特別支援学級」を設置している学校は、68

校中 10 校（全体の約 15%）であった。学校名は次のとおりである。

上海日本人学校浦東校、香港日本人学校香港校、バンコク日本人学校、ジャカルタ日本人学校、ニュー・デリー日本人学校、クアラルンプール日本人学校、シンガポール日本人学校チャンギ校、ミラノ日本人学校、ロンドン日本人学校、ニューヨーク日本人学校。

在籍児童生徒の障害の内訳は、自閉症 6 人、知的障害 6 人、広汎性発達障害 4 人、言語障害 2 人、情緒障害 2 人、肢体不自由 2 人、学習障害 1 人、病弱・身体虚弱 1 人であり、合計 25 人（複数回答）となっている。

他方、「通級指導」を行っている学校は 15 校あり、このうち特別支援学級を利用している学校が 7 校、通級指導教室（もしくはリソースルーム）を利用している学校が 4 校、その他の場所を利用している学校が 2 校であった。

通常の学級において配慮や支援を必要とする児童については、在籍している学校は 35 校、在籍していない学校は 33 校とほぼ半数であった。児童生徒の気になる点としては、LD を含む学習の遅れが最も多く、その中には日本語の獲得が課題となっている児童生徒も含まれている。なお、この調査では、後述するように、幼稚部設置校（12 校）についても調査しており、障害のある幼児の受け入れ基準などについての回答結果も明らかにしている。

③文部科学省初等中等教育局国際教育課と 国立特別支援教育総合研究所の共同調査⁷⁾

従来はそれぞれの機関が独自に調査を行っていたが、この調査は共同で行われたという点が特徴となっている。2017 年に実施されたこの調査では、「日本人学校の設置と個別支援の状況」として、日本人学校数 89 校に対し

て、個別の支援を実施している学校数が 40 校となっており、半数近い学校で個別の支援を行っていることが明らかにされている。

「個別支援の状況」の内容をみると、「特別支援学級を設置している」とした日本人学校が 7 校、「特別支援学級以外に通級指導教室（リソースルーム）等を設置している」が 9 校、通常の学級の授業時間内に個別の配慮や支援をしている」が 40 校、「通常の学級の授業時間以外に個別指導をしている」が 21 校、「何らかの配慮を行っている」が 40 校となっている。特別支援学級設置は、アジアの日本人学校が最も多く、設置校数全 7 校中 5 校であり、他の個別支援でもアジアが一番多くなっている。これは、日本人学校に在籍する児童生徒数はアジアが最も多いことが背景にある。

この調査では、障害別に「障害と診断されている児童生徒数（発達障害 78 人、知的障害 24 人、聴覚障害 7 人、肢体不自由 6 人、他）」と「診断されていないが特別な支援を必要とする児童生徒数（ADHD 的傾向 121 人、LD 的傾向 36 人、自閉的傾向 121 人、他）」が明らかにされており、高い回収率（100%）と併せて実態を正確に把握する上で重要な資料となっている。また、「特別な配慮を必要とする児童生徒数の推移」が、過去 6 年間（2012 年～2017 年）に渡って示されていることや、「日本人学校の校内支援体制」について、「校内委員会」「実態把握」「コーディネーター」「個別の指導計画」「専門機関との連携」「研修」の 6 項目が、2013 年から 2017 年まで 5 年間に渡ってその推移が明らかにされている点でも注目される。

ところで、前述の Fig.1 に示すように、特別学級設置校数は 2010 年代に入って 5 校から 8 校の範囲で推移しており、個別の支援を

要するような発達障害を疑わせる児童生徒数が Fig.3 のように急増していることと整合性がないようにみえる。この要因として、ひとつには、子どもも教員も数年単位で居住国を移動することから、教員採用の見通しが立てにくいという日本人学校に共通した事情が存在する。しかし、2017年の国立特別支援教育総合研究所と文部科学省が共同で調査した結果によれば、特別支援学級設置校が7校に対し、通級（リソースルーム）指導教室設置校が9校であったことから、日本が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」とそれに伴う「障害者差別解消法」等の法整備によるインクルーシブ教育の動きと捉えることもできる。障害があっても環境を整えることで通常の学級で学び、健常児との活動に参加し、必要に応じて個別の教育的ニーズに対応するというWHOが2001年に提唱したICFに基づいた障害観や、「障害者の権利に関する条約」の批准のために2011年に改正された「障害者基本法」にみられるように「障害のある子どもと障害のない子どもは可能な限り一緒に教育を受けられるようしなくてはならない（同法第16条）」といった共生社会実現の理念が日本人学校にも浸透しつつある可能性を示唆している。

Fig.3は、特別な配慮を必要とする児童生徒数の推移を6年間に渡って示したものである。報告書では、配慮を必要とする児童生徒の具体的な内訳が、「知的な遅れ」「自閉的傾向」「LD的傾向」「ADHD的傾向」「日本語の未修得」「その他」と分けてあるが、筆者が改変し、Fig.3では総数で示した。

Fig.4は、日本人学校の個別支援の状況を表したものである。報告書では地域ごとに分類されているが、筆者が改変し総計のみで表

した。可能な限り通常の学級の中で個別の支援を行っている状況が把握できる。

Fig.3 特別な配慮を必要とする児童生徒数の推移（人）

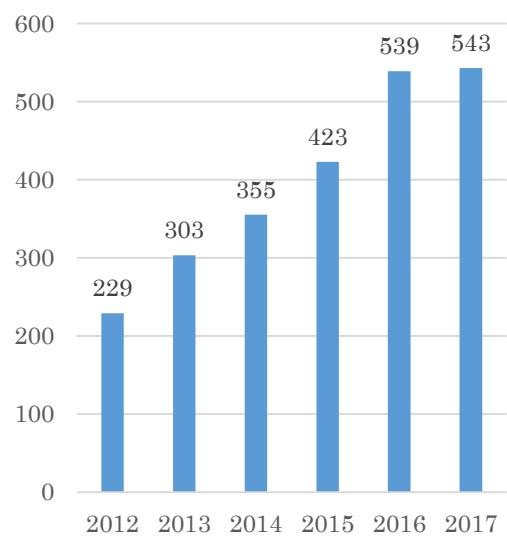
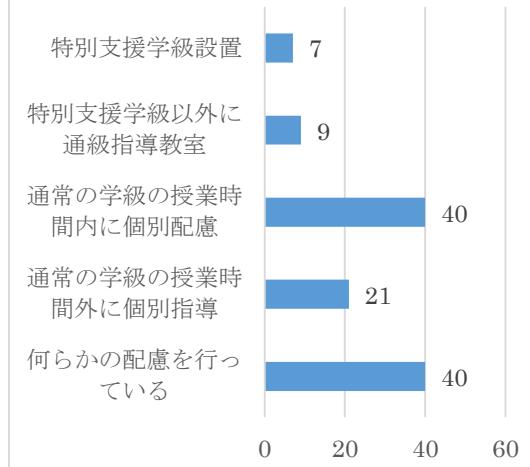


Fig.4 個別支援の状況



④公益財団法人海外子女教育振興財団による調査

海外子女教育振興財団から2019年1月31日付けで、「日本人学校における特別支援教育の実態について」という報告書が出さ

れている。この調査は、同財団が日本国内同様に海外でも一層の特別支援教育体制の向上に繋がることを願って、国立特別支援教育総合研究所と各日本人学校の協力で実施したもので、回収率は91.4%である。

- 主な調査内容と結果の概要（数値の上位）は以下のとおりである。なお、この報告書では、「発達障害」と「学習障害」が別個に集計されているが、その理由は不明である⁸⁾。
- 日本人学校教員の特別支援学校教諭免許状
所有者数：0人 35.8%、1人 30.9%
 - 特別支援教育の経験の有無：0人 33.3%、1人 22.2%)、
 - 現在在籍している児童生徒で支援を要する子どもの障害種：発達障害 38校、学習障害 19校、知的障害 14校
 - 障害の診断がある児童生徒が在籍する学校数及び児童生徒数：発達障害 36校・166人、知的障害 8校・15人、学習障害 7校・9人、病弱・身体虚弱 6校・11人
 - 診断はないものの支援を要する児童生徒が在籍する学校数及び児童生徒数：日本語の未修得 40校・176人、ADHD 的な傾向 39校・267人、自閉的な傾向 28校・109人、知的な遅れ 17校・28人
 - 特別な支援を要する児童生徒の入学の判断：校長の判断 59校、運営委員会の判断 49校、校内委員会の判断 26校、医療機関の判断 7校
 - 特別な支援を要する児童生徒の入学の際に必要な書類について（複数回答）：前籍校からの引継ぎ資料 48校、就学前健診結果 20校、医療機関の診断書や療育施設等のレポート 16校
 - 入学を許可する際に課題となる点（複数回答）：人員面 94.1%、設備面 70.6%、専門

機関との連携 65.9%、医療面 38.8%、前籍校との連携 21.2%

- 教育的配慮を要する児童生徒に対して入学許可を出すことが難しい場合、許可を出すために必要と考えられる内容（複数回答）：特別支援教育に関する専門性の高い教員の配置 94.1%、指導できる教室の設置 62.4%、保護者の理解 61.2%、学校での協力体制 41.2%、理事会・運営委員会の理解 31.8%
- 特別支援体制に関する海外と国内との違い：日本国内と異なり体制が不十分 43.5%、教員や支援員などの人員が不足 38.8%、連携機関がない 25.9%、施設・設備・備品が不十分 11.8%、医療機関と連携できない 7.1%、保護者の理解の問題 5.9%、支援学級がない 2.4%

この他にも「特別支援教育の校内研修の実施の有無」（有 54, 8%）や「特別支援教育コーディネーターの配置（有 29.4%）」「スクールカウンセラーの配置（有 7.1%）」「個別の指導計画作成の有無（有 41.2%）」等についての調査項目がある。

海外子女教育振興財団は、子どもを帯同して海外赴任をする保護者の相談機関でもあるため、特別な支援を要する子どもが入学する際に必要な書類や、入学を許可する際にどのような点が課題になるのかを質問している点が特徴となっている。これらは、障害児を帯同して海外赴任をする保護者に対して有益な相談資料となるとともに、日本人学校が必要とする国内からの支援内容の明確化に資する資料となっている。

また、発達障害の診断をもつ児童生徒数と診断はないものの支援を要する児童生徒数を障害別に明らかにしたことは、日本人学校に在籍する障害児の実態を把握する上できわめ

て重要な資料となっている。Fig.5 は診断のある児童生徒数を、Fig.6 は診断のない支援を要する児童生徒数を示している。

「診断のある児童生徒数」も「診断のない支援を要する児童生徒数」も「発達障害」とそれに類する「ADHD」が最も多くなっていることがわかる。

4. 調査から明らかになった日本人学校における障害児とその教育の実態

① 「発達障害」という従来の障害の枠組みの変化

特別支援教育がスタートした 2007（平成 19）年以降の調査では、「発達障害」という文言が加わり、2007 年以前の調査では拾えなかった個別の教育的ニーズをもつ子どもたちの実態を把握できるようになってきたことが特徴となっている。海外子女教育振興財団が 2019 年 1 月に公表した調査で明らかにされた診断のある児童生徒 (Fig.5) の中で、最も多かったのは「発達障害」である。また「診断のない支援を要する児童生徒」(Fig.6) で、最も多かったのも「ADHD 的傾向」の児童生徒である。これらの子どもたちは従来の障害区分には入っていないため、筆者らが行った 1990 年代の調査では正確に反映されていなかったと考えられる。今後、特別支援教育について広く理解が進むにつれて、特別な教育的ニーズをもつ子どもたちの存在がより正確に把握されるものと思われる。

ところで、「障害のない支援を要する児童生徒」の内訳をみると、「日本語の未修得」が 2 番目に多いが (Fig.6)、文部科学省と国立特別支援教育総合研究所が共同調査を行った結果でも 178 人（小学部 172、中学部 6 名）と最も多かった。先の国立特別支援教育総合研

究所が行った 2007 年の調査でも、日本語が母国語でない児童が「通常の学級において配慮や支援を必要とする児童」に含まれている。

Fig.5 診断のある児童生徒数

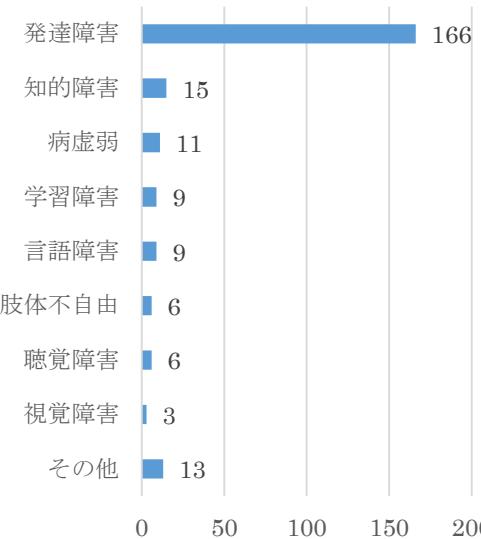
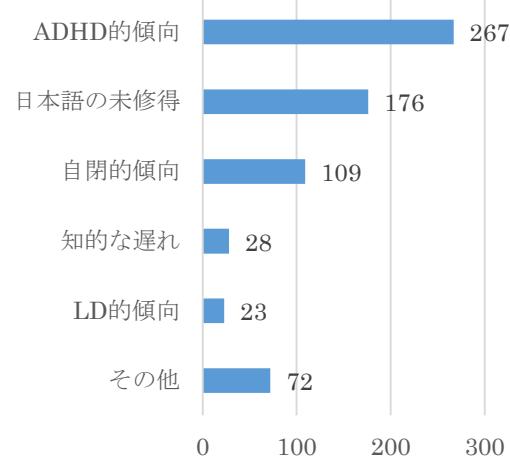


Fig.6 診断のない支援を要する児童生徒数



これは、日本語とは異なる言語環境の中で暮らす海外日本人学校児童生徒の特徴的な問題となっているものだが、通常の学級担任が、

こうした言語環境に由来する問題と読み書きに課題がある学習障害児を判別することは容易ではないと思われるため、どのようにカテゴライズしているのか、その方法の妥当性についても議論を要する。言語と学習障害の関連性を明らかにしたり、そうした児童生徒の個別のニーズに対応したりするために、高度な専門性や豊富な経験を有する人材が必要とされるため、このような日本人学校には、特別支援教育の専門教員のほかにスクールカウンセラーやスピーチセラピストなども配置すべきであろう。

② 特別支援学級設置数の一定化

1991 年度に、ニューヨーク日本人学校に赴任した石原敏晴は、日本人学校として初めて設置される特殊学級担任としての派遣であった（石原、1995）⁹⁾。2006 年 12 月 13 日の第 165 回国会衆議院厚生労働委員会で文部科学省の答弁があり、日本人学校に在籍する障害のある児童生徒への対応のために「追加的に教員を措置する、いわゆる加配措置を講じている」ことが明らかにされたが（那須野、2009）、国立特殊教育総合研究所の 2005 年 2 月現在の調査でも、13 校に特殊学級が設置されていることが報告された。その後、特別支援学級と名称は変わったが、設置数には大きな変化はみられない。Group With の調査（Fig.1）では、2012 年から 2017 年までの 6 年間で、5 校から 8 校の間で推移しており、文部科学省と国立特別支援教育総合研究所による 2017 年の調査でも、特別支援学級を設置している学校は 7 校である。

この理由として考えられることは、前述したように、専門教員が日本国内と同じように配置することが難しいことや、仮に配置したとしても児童生徒が数年で居住国を移動する

ため長期的な見通しが立てにくいという背景があると思われる。また、障害者の権利に関する条約の批准等で一層推進されることが求められているインクルーシブ教育や、共生社会の形成意識の高まりも要因として考えられる。固定式の特別支援学級ではなく、通常学級に籍を置きながら、必要に応じて特別な支援が受けられる通級式、あるいはリソースルーム的な教室の設置が今後さらに進む可能性がある。

③ 幼児教育における特別支援教育に関する意識の高まり

海外子女教育における日本人学校は、長い間、義務教育段階の児童生徒が対象であったが、2011 年に上海日本人学校に高等部が設置された。また、幼児教育の需要も増しており、Group With のホームページには、幼稚園の障害児受入れ状況として 30 園あまりの情報が紹介されている。それらの中には、ニューデリー、ヤンゴン、ハングルグなど、日本人学校に幼稚園が併設されているところもある。

国立特別支援教育総合研究所の『「日本人学校における特別支援教育に関する調査」結果報告』（2007 年調査）では、全日本人学校 89 校中、68 校から回答があり（回収率 76%）、幼稚部の設置があると回答した学校は以下のように 12 校（18%）となっている。

1. 大連日本人学校（中国）
2. ソウル日本人学校（韓国）
3. ジャカルタ日本人学校（インドネシア）
4. スラバヤ日本人学校（インドネシア）
5. ニューデリー日本人学校（インド）
6. クアラルンプール日本人学校（マレーシア）
7. ヤンゴン日本人学校（ミャンマー）
8. ダッカ日本人学校（バングラディッシュ）

- 9. グアム日本人学校（アメリカ）
- 10. ローマ日本人学校（イタリア）
- 11. ハンブルグ日本人学校（ドイツ）
- 12. アブダビ日本人学校（アラブ首長連邦）

幼稚部に受け入れる子どもの年齢は、3歳からが9校、4歳からが3校であり、気になる子どもが在籍していると回答があった学校が2校という結果となっている。

さらに、この調査では「障害のある幼児が就園を希望する場合、どのような受け入れ基準があるか」を7項目の選択肢から回答を求めており、「状態に関係なく全て受け入れている」とした学校が2校、「特別な配慮を必要とする子は受け入れない」とした学校が1校、「集団生活に対応できれば受け入れる」学校が3校という結果であった。一方で、半数の6校から「その他」の回答があったため、状況に応じて対応しているのではないかと推察されている。

さて、2019年6月14日付けて、一般社団法人日本在外企業協会、一般社団法人日本貿易会、公益財団法人海外子女教育振興財団の連名で、「海外子女教育の拡充によるグローバル人材育成に関する要望」が、自由民主党海外子女教育推進議員連盟に提出された¹⁰⁾。

この要望書には「在外には3・4・5歳の幼児が4万5千人おり、その一部は在外教育施設の幼稚部に通っている。国内では2019年10月より幼児教育無償化が実施されることから、在外の幼稚部（幼児）への支援も併せて検討いただきたい。」と記述されている。

また、同協会が2017年に調査した「海外・帰国子女教育に関する調査（2018年4月5日報告）」¹¹⁾によれば、「帶同海外子女のうち、幼稚園児と未就園児が45%を占める」という

結果が出ており、日本国内法令が直接適用されない外国であっても、国内で幼児教育の無償化が始まったことを受け、今後、海外子女教育の課題の焦点が幼児教育にまで拡大することは明白であろう。それに伴って、障害幼児の教育問題にも目が向けられてくると思われる。こうした状況は、20年ほど前には予想もしていなかったことであるが、国内の教育制度や福祉政策の推移を注視しながら、予想される課題解決に迅速に取り組む必要がある。

5.まとめと今後の課題

本研究は、Group With の調査をはじめ複数の関係機関・団体が、2000年以降に実施した海外日本人学校における障害児教育についての調査結果から、その実態を解明しようとしたものである。日本人学校における特別支援教育の取り組み状況をこれらの資料から総合的に判断すると、まず、2019年1月に公表された海外子女教育振興財団の報告から、日本人学校で学ぶ障害の診断をもつ子どもが166人、診断はないものの特別な支援を要する子どもたちが399人（ADHD傾向、自閉的傾向、LD傾向の合計）という実態が明らかとなった。さらに、文部科学省と国立特別支援教育総合研究所の共同調査により、2012年から2017年における「特別な配慮を必要とする児童生徒数」の推移は、6年間で229人から543人と約2.4倍もの増加を示しており（Fig.3）、毎年増加している実態も浮き彫りにされた。

他方、特別支援学級設置数は、2012年以降の調査（Group With）で、5校から8校の間で推移しており、発達障害児の増加傾向に比して増えていないことがわかった。この要因としては、児童生徒と教員が共に数年単位で

居住国を移動することから見通しが立てにくく、特別支援教育の専任として政府に要望しにくいことが大きな理由として考えられる。その他の要因として、2017年に国立特別支援教育総合研究所と文部科学省が共同で調査した結果から、特別支援学級設置校が7校に対して、通級（リソースルーム）指導教室設置校が9校という報告があり、インクルーシブ教育の動きとみることもできよう。日本が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」とそれに伴う「障害者差別解消法」等の国内法の法整備により、共生社会を見据えたインクルーシブ教育が日本人学校にも萌芽しつつある可能性を示唆していると考えられる。障害があっても環境を整えることで通常の学級で学び、健常児とともに活動し、必要に応じて個別の教育的ニーズに対応するICFの理念に基づいた特別支援教育の浸透が、従来の固定式特別支援学級での教育を安易に選択させない状況を作り出していると推察される。

また、日本国内の幼児教育無償化の影響を受けて、今後、海外における幼児教育とそこで学ぶ障害のある幼児に対する支援のあり方が新しい課題になることは明白であり、その迅速な対応が求められている。

今後の課題としては、特別支援教育が日本国内で始まった2007年前後の資料をさらに収集・発掘して、その影響が具体的にどのような形で海外日本人学校に波及したのかという問題について明らかにしたい。これは、日本の障害児教育史を補完する上で重要な課題であると考えている。

さらに、国立特別支援教育総合研究所が、海外日本人学校の障害児教育をサポートする機能をもちながら、現状では十分その役割を果たしていないように思われるため、その要

因を現場の声を聞きながら解明したい。Group Withの調査項目の中に、全日本人学校に対して、特別支援教育に関する相談先についての質問があり、2018年の報告資料では、回答校53校中「ない」と回答した学校が23校（43%）であり、国立特別支援教育総合研究所と回答した学校は9校（17%）であった。これにはインターネットを通した支援よりも子どもを目の前にして直接働きかける具体的で実際的な支援を求めている可能性が考えられる。国の資源を有効に使ってもらうためにどのような方策が考えられるか関係者に対する聞き取り調査が必要である。

最後に、今後需要が増大することが予想される海外の幼児教育における特別支援教育の支援体制を課題としたい。そのためには、これまでほとんど資料がなかった海外の障害児の実態把握が必要である。教育方法としては、幼児の段階では、障害があっても健常児と一緒に生活しながら共に育つ場を確保することが重要である。それによって、相互に人格と個性を尊重し合い、共生社会形成の意識が芽生えると考えられるからである。したがってインクルーシブ教育が主体となるが、国内外の現場の声を聞きながら、参考となる事例を収集し、特別支援学校等がない状況下における現地医療・教育・福祉の各関係機関と連携した教育方法を開発することが強く求められている。海外における幼児教育段階での障害児教育現場の支援体制が今後の研究課題となる。

謝辞

本研究にご協力いただきましたGroup Withの皆様に深く感謝申し上げます。

また、本稿執筆にあたりご助力をいただき

ました本学の杉山幸子学長に深謝申し上げます。

付記

本研究は、科学研究費補助金による助成を受けた研究(基盤研究C. 課題番号18K02769)の成果の一部である。

註

1) 母親4人(諏訪美草、阿部恵美子、櫻木和子、松井智子)からなる非営利自主活動グループであり、どこからも資金提供を得ずに、海外で育つ子どもたちやその家族が異文化に適応し、精神的に安定した生活を送ることができるよう、海外で生活する母親の視点でどのような支援が必要かを考えて、2002年から東京都を拠点にして。活動を続けている。全員が、海外での子育て経験をしており、赴任地は、アメリカ、イギリス、オーストラリア、エジプト、スリランカ、タイなど多様である。2006年からは海外で暮らす障害をもつ子どもと家族に向けた情報収集にも取り組み、海外日本人学校の「心身の発達に障害があり、特別な支援を必要とする児童生徒の受け入れ状況」の一覧表を作成しているほか、海外各地のマザーズクラブ・民間サポート団体の紹介なども行なっている。これらの活動を通して収集したすべての情報はGroup Withの下記のホームページ上で提供している。(http://groupwith.info/)

グループの代表は、諏訪美草であり、これらの活動の他に、国内でのセミナーや専門家への取材なども行っている。

2) 戦後の日本人学校における障害児とその教育の実態調査は、日本特殊教育学会第30

回大会(1992年)で、筆者と津曲裕次(元筑波大学教授)が、「在外教育施設における障害児教育に関する研究Ⅰ」において報告したのが最初であり、その後、堅田明義元東京学芸大学教授らが平成6(1994)年度科学研究費補助金による「海外在住及び帰国子女における障害児の教育支援システムに関する研究」が行われ、研究成果報告書が1995年に出されている。

3) グループのうち3人(阿部恵美子、櫻木和子、松井智子)が集まってくれ、東京ウイメンズプラザ(東京都渋谷区神宮前5-53-67)で、3時間あまりの聞き取り調査に応じてくれた。Group with結成以前から今日までの活動の経緯について資料を提供しながら説明してくれるとともに、海外において日本人障害児の相談を日本語で行っているいくつかのグループについても情報提供を受けた。本グループがこうした活動を続けることができた要因として、文部科学省、外務省、国立特別支援教育総合研究所等の関係者によるサポートがあったことも話してくれたが、それらについては別の機会に報告する。

4) 著者は以下の5名である。

後上鐵夫(教育相談部)
小林倫代(教育相談部)
小澤至賢(教育相談部)
大柴文枝(教育相談部)
滝坂信一(東京農業大学)

本調査の実施期間は、2005年2月~4月であり、当時の全日本人学校84校に対してインターネットによる調査を実施し、77校から回答があったとされている(回収率91.7%)。この報告書の最後には、本調査によって明らかにされた特殊学級設置校は以

下のように 13 校とされている。

- 1.香港日本人学校小学部香港校
- 2.広州日本人学校
- 3.泰日協会学校
- 4.クアラルンプール日本人学校
- 5.シンガポール日本人学校
- 6.ニューデリー日本人学校
- 7.シドニー日本人学校
- 8.ニューヨーク日本人学校グリニッヂ校
- 9.ニュージャージー日本人学校
- 10.日本メキシコ学院日本コース
- 11.ロンドン日本人学校
- 12.ブラッセル日本人学校
- 13.ミラノ日本人学校

5) 2010 年 12 月 1 日に、東京ウィメンズプラザにおいて、Group With による第 8 回メンタルヘルスセミナーが開催され、当時、国立特別支援教育総合研究所教育相談部統括研究員であった藤井茂樹が「海外で暮らす障害を持つ子どもの教育」と題する講演を行った際の記録に記述されている。その中で、藤井は、「特総研は、毎年交互に日本人学校と補習校へのアンケートを行っています。来年は日本人学校に尋ねますが、前回の日本人学校へのアンケートには以下の件数の情報がありました。」と話し、「日本人学校の障害児受入れ状況や特別支援学級の設置の有無、具体的な支援に関する情報（25 件）」等の報告をしている。

6) この調査では、文部科学省が教員派遣をしている日本人学校 89 校に対してメールによる調査を実施し、68 校から回答があった（回収率 76%）。

7) 文部科学省と国立特別支援教育総合研究所とが共同で実施した調査である。国立特別支援教育総合研究所の情報・支援部によ

るで確認したところ（2019 年 11 月 8 日）、以前は独自に調査をしていたが、数年前から合同で実施しているとのことであった。しかし、詳細については担当者が異動しているため不明という回答であった。また、2017 年度以降も合同で調査しているが、文部科学省との調整が必要なため、年度ごとに実施の確認をしているのみで、同研究所では公表していないとのことであった。この報告書には、「日本人学校における特別支援教育の状況」というタイトルの下に、「教育課程等実施状況調査の結果」というサブタイトルが付いているため、文部科学省が教育課程の実施状況について調査したものの中に、国立特別支援教育総合研究所の業務に関係した特別支援教育関係の調査項目が入っていたものと思われる。文部科学省の調査でもあるので、日本人学校全 89 校（94 校舎）から回答を得たと記述されており、回収率は 100% である。

特別支援教育に関する調査内容としては、以下の 5 点が挙げられている。

- 1.障害と診断されている幼児・児童・生徒の在籍状況
 - 2.診断はされていないが、特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の在籍状況
 - 3.校内の支援体制
 - 4.特別な配慮が必要な幼児に対する指導状況
 - 5.特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する指導上の配慮、工夫、課題
- 8) 海外子女教育振興財団にメールで問い合わせ中であるが、担当者が長期出張ということで 2019 年 11 月 15 日現在、回答はない。本調査研究に協力したとされる国立特別支援教育総合研究所にメールで問い合わせ

わせた結果、同研究所の情報・支援部所属の伊藤由美主任研究員より以下の返答があつた。

『当研究所が、在外教育施設に向けて実施している調査項目を財団が参考にしたようだが、項目と整理の仕方については、研究所が実施しているものは異なるため、財団の考えがあつて「発達障害」と「学習障害」を同一図表の中で示しているのではないかと思われる。そのため、財団に問い合わせてほしい』(2019年11月6日受信)

9) 石原敏晴は、群馬大学附属養護学校から、日本人学校としては初めてとなる特殊学級担任として、1991年に、ニューヨーク日本人学校に派遣された。しかし、学校の移転問題に絡んで特殊学級が開設されず、2年後に開設されたもの的事情により子どもの入級希望がなく、1994年4月から実質的に学級がスタートした。そういう事情からか、日本政府派遣教員の任期は通常3年であるが、石原は4年間勤務して日本に帰国した。

10) 「日本在外企業協会」は1974年に設立され、約300社の会員で構成される。海外事業展開にかかわる諸課題に対して、次の4つの事業が行われている。

1. 海外派遣者、担当者のための研修、セミナー
2. 海外安全・国際人事に関する情報提供・共有
3. 海外事業にかかわる啓発、建議、提言
4. 海外事業に関する調査、研究、情報サービスとなっている。

3団体によるこの要望書は、2009年より繰り返し関係機関に提出してきたとされ、本要望書はこの後、外務省、文部科学省を

個別に訪問して提出する予定であると記されている。日本在外企業協会の「建議要望一覧表(1974~2018)」によると、「海外子女教育の拡充によるグローバル人材育成に関する要望」は、以前にも4回出されており、2013年7月10日、2015年6月2日、2016年2月24日、2017年6月30日となっている。これより以前は、「グローバル人材育成」の文言がない「海外子女の教育環境の拡充に関する要望」として2009年12月25日に出されている。

2019年の要望書の前段には、「この子ども達は、海外での学校や生活に適応しながら、異文化を通じて多様な考え方や価値観、語学力などを身につけグローバル人材の素養を得ている。これらの海外子女への教育こそが国際性豊かな人材育成への早道であることは言うまでもない」と記されており、海外生活を経験する子どもたちをこれから国際社会で活躍するための有為な人材として位置づけ、これまで以上に日本政府が海外子女教育を支援することが将来の国益に繋がるという産業界からの強いメッセージが読み取れる。

11) 「日本在外企業協会」は、2017年11月13日~11月30日の調査期間に当協会会員企業233社に対して調査票をEメールまたはFAXにて送信し、151社から回答を得ている(回収率65%)。本調査の「調査結果のまとめ」は以下のとおりである。(原文のまま)

- ・1社当たりの海外派遣数は前回(2015年)と比較して11%増加した。赴任先別構成比では「中国」での減少が継続して見られた。一方、前回増加に転じた「北米」は今回も増加が見られ、米国市場の経済

拡大を反映していると思われる。

- ・1 社当たりの家族帶同者数は前回調査と比較してほぼ横ばい状態であったが、海外子女数は13%の増加が見られた。
- ・海外帶同者数の年代別構成数では、30代と40代で約8割を占めており、帶同海外子女の内訳では未就園児と幼稚園児の比率が45%を占めている。
- ・グローバル要因として帰国子女を積極的に採用したいと考える企業の割合には増加傾向がみられる（2013年19%→2017年26%）
- ・海外子女教育の問題点として、日本人学校に関しては「赴任地に学校がない」、補習授業校では「授業内容・レベルに不安」、現地校では「言葉・コミュニケーションの問題」、インターナショナルスクール（インターナショナル校）と就学前教育については「高額な授業料」がもっとも多くの企業から取り上げられた。

文献

- 藤井茂樹(2010) 第8回 Group With メンターヘルスセミナー講演録
Group With (2006~2018) 海外日本人学校における特別支援教育＜心身の発達に障害があり、特別な支援を必要とする児童生徒の受け入れについて>
Group With(2010)海外在留邦人の子育て支援としての情報提供—Group With の活動経験から—.こころと文化,第9巻第1号.多文化間精神医学会.
石原敏晴 (1995) ニューヨーク日本人学校における特殊学級の開設.在外教育施設における指導実践記録,18,171-174.
加藤勝弘(1987)在外教育施設における障害

児教育の問題点と在り方.在外教育施設における指導実践記録,9,291-295.

加藤勝弘・津曲裕次 (1992) 在外教育施設における障害児教育に関する研究Ⅰ：実態について.日本特殊教育学会第31回大会発表論文集, 756-757.

加藤勝弘 (1993) 在外教育施設における障害児教育に関する研究Ⅱ：大規模日本人学校における障害児教育.日本特殊教育学会第32回大会発表論文集, 748-749.

加藤勝弘 (2012) 日本人学校における障害児教育の成立と展開過程—1980年代を中心にして—.東京成徳大学子ども学部紀要,1.17-32.

海外子女教育振興財団 (2019) 日本人学校における特別支援教育の実態について.海外子女教育振興財団.

国立特殊教育総合研究所 (2006) 「日本人学校における子どもへの対応」に関する調査の結果報告.国立特殊教育総合研究所.

国立特殊教育総合研究所 (2007) 「日本人学校における特別支援教育に関する調査」結果報告 (2007年調査).国立特別支援教育総合研究所.

国立特殊教育総合研究所 (2009) 障害のある子どもの海外学校生活を支援するガイドブック - 社員の海外赴任をサポートするために-.国立特別支援教育総合研究所.85-98.

文部科学省・国立特別支援教育総合研究所 (2017) 日本人学校における特別支援教育の状況.文部科学省・国立特別支援教育総合研究所.

那須野三津子 (2009) シンガポール日本人学校における障害児教育萌芽期の教員採用に関する研究.筑波大学大学院人間総合科学研究科博士論文, 51-54.

日本在外企業協会（2018）2017年「海外・帰
国子女教育に関するアンケート」調査結果
について.日本在外企業協会.

日本在外企業協会・日本貿易会・海外子女教
育振興財団（2019）海外子女教育の拡充に
よるグローバル人材育成に関する要望書.
日本貿易会.

執筆者紹介（所属）

加藤 勝弘 八戸学院大学短期大学部
幼児保育学科 准教授